

平成30年第3回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成30年9月7日  
午前9時 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

---

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、6月18日に大阪北部を震源とする地震が発生しました。小学生の女の子が倒壊したブロック塀の下敷きになるなどして、4名の方が亡くなりました。また、400名以上の方々が負傷されております。お亡くなりになられた方々にはご冥福をお祈りしますとともに、負傷された方々には心よりお見舞い申しあげたいと思います。

また、昨日、北海道南部を中心とする大地震が発生しました。まだ被害の詳細はわかっていませんが、被災された方々にも心よりお見舞い申しあげます。そして、一日も早い復旧を願っています。

さて、本町における小・中学校の校舎の耐震補強については、精力的に工事を前倒しされ、補強されていると認識していますが、現在、幼稚園、保育園、小・中学校の園舎や校舎の耐震はどうなっていますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） まず、教育委員会が所管いたします幼稚園、小・中学校についてお答えをいたします。

町立小学校、中学校の校舎の耐震化につきましては、平成15年度から計画的に耐震補強工事を行い、平成25年度で完了したところでございます。

また、東日本大震災の発災を受けまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正をされ、それまで対象とされていなかった渡り廊下等についても耐震化が必要となりましたことから、2か年計画によりまして、平成29年度に斑鳩小学校、平成30年度には斑鳩小学校及び斑鳩中学校の渡り廊下等の耐震補強工事を実施しているところでございます。

なお、斑鳩南中学校につきましては、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築された

建物でございます。

次に、町立幼稚園の状況でございますが、斑鳩幼稚園及び斑鳩西幼稚園は、耐震診断の結果、耐震性を有する建物であると判定を受けております。また、斑鳩東幼稚園につきましては、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築された建物でございます。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 次に保育所でございます。町立保育所につきましては、あわ、たつた両園とも、昭和56年6月以降の新耐震基準で建築された建物でございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先ほども申しあげましたが、校舎の耐震補強については、当町は当初より力を入れていただいております、ハード面での児童・生徒の安全確認に努めていただいております。高く評価させていただきます。

それでは、いざというとき、園児、児童、生徒の行動はどうなのか。東日本大震災の津波が来襲したとき、釜石の奇跡と呼ばれた学校では、日ごろからいろいろな角度から津波の怖さを生徒に教え、もちろん避難訓練もされておりました。当日の在校生は全員無事でありました。

斑鳩町の園や学校における避難訓練はどうなっていますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） まず、教育委員会の関係につきましてご答弁させていただきます。

町立幼稚園、小学校、中学校では、火災や地震、水害等の災害が発生したことを想定いたしまして、教職員の誘導のもと、避難訓練を実施しております。

本年度では、幼稚園で5回から8回、小学校では2回から3回、中学校では2回の実施を予定しております。消火訓練や地震発生時の対応などについて、西和消防署の署員から直接指導を受けることができる機会も設けているところでございます。

また、本年度も奈良シェイクアウト訓練に参加をしたり、また小学5年生には、公益財団法人日本公衆電話会の協力により、地震や火災、水害発生時のいざというときの通話手段である災害伝言ダイヤルの使い方の講習を受けるなど、さまざまな機会を通じた防災訓練、防災学習を行っているところでもございます。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 続いて保育所でございます。町立保育所におきましては、

地震や火災、水害等を想定した避難訓練の年間計画を立て、月に1回避難訓練を実施しているところでございます。

地震や火災、水害等が発生いたしますと、予期しないさまざまな対応が求められることから、園児にも災害時の対応について常に意識を持ってもらうため、訓練で感じたことの感想や意見を聞き、防災に対する意識の高揚を図るとともに、職員間におきましても、訓練で出た課題を把握するなど、情報を共有することで、実際の災害に備えるための避難訓練に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 思いのほか頻繁に避難訓練をされておられることに安心しました。繰り返し反復訓練されることで、いざというときにパニック等に陥らない、落ち着いて行動ができるのではないのでしょうか。これからも反復訓練されることを希望しておきます。

次に、通学路の安全ということで、通学途中の小学生の女の子が地震により倒壊してきたブロック塀の下敷きになり亡くなられるという痛ましい事故があったことは皆さんもご存じだと思います。

通常、ブロック塀は、建築基準法に沿った鉄筋や控え壁があれば、高さ2.2メートルまで積めますが、それがないときには、高さは1.2メートルまでしか積めません。

3つの小学校の通学路の調査されたということですが、結果はどうでしたか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 本年の6月18日に発生いたしました、大阪北部を震源とする地震の発生によりまして、高槻市で通学途上にブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという痛ましい事故が起こっております。

これを受けまして、7月9日から7月12日までの間、3小学校の通学路沿いの個人住宅等に設置されていますブロック塀、組積造の塀等を目視により現況調査をいたしました。なお、あくまでも外観上の目視による調査でございますので、国土交通省から示されております、高さが1.2メートル以上の場合に必要な控え壁、鉄筋等の有無についての調査までは行っておりません。

その結果は、通学路沿いにありますブロック塀等は約250か所ございまして、そのうち現在の建築基準法に適合しないと思われる物件は約30か所となっておりますところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 目視確認だけで約30か所もあるということですが、それはただ通学路上ということではありません。通学の小学生だけではなく、普通の通行人の方もおられます。また、避難や救助する際の妨げにもなるかと思われまます。改修の補助等の施策を講じて、早急に対処していただくことを提言いたします。

それでは、通学路に関しては、毎年夏休みに危険箇所の点検をされておられますが、本年はいかがでしたか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 町教育委員会において実施しております通学路等の安全点検の方法についてご説明をさせていただきます。

この点検につきましては、学校の夏期休業期間に実施をしております、本年度は7月26日木曜日の午前7時30分から開始をいたしました。安全点検実施の目的といたしましては、登下校中の児童・生徒の交通事故を防止するため、学校関係機関、警察及び道路管理者等と連携をしながら、通学路の安全点検を実施し、登下校時の安全確保、事故防止対策を推進することとしております。

この安全点検に参加している連携機関といたしましては、町の都市建設部建設農林課、町立小学校・中学校と各校のPTA、西和警察署、奈良県郡山土木事務所、奈良国道事務所となっております。事前に各学校から、校区内の点検要望箇所を書面にて提出してもらい、点検当日は、小学校区において3班に分かれて、それぞれの点検要望箇所を現地にて確認の上、施設管理者、連携機関とともに対策を協議したところでございます。

次に、本年度の点検要望箇所数についてでございますが、斑鳩小学校区では5か所、斑鳩西小学校区では5か所、斑鳩東小学校区では12か所、斑鳩中学校区では3か所、斑鳩南中学校区では4か所、合計29か所となっているところでございます。

次に、点検箇所への対策実施予定箇所数についてでございますが、各施設管理者や連携機関におきまして、具体的な対策に関する検討を進めていただいておりますけれども、現時点で、対策の一部もしくは全部の実施を予定している箇所は29か所のうち6か所となっているところでございます。

なお、残る23か所につきましても、引き続き関係機関と協議しながら、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 通学路は、町道、県道、国道といろいろな所管が違い、それらと調整するのは大変だと思います。まず、できることから実施していただき、ほかの関係

機関とは粘り強く連携していただくことを希望いたします。

ところで、現在の通学路より、より安全な通学路をP T Aが選ばれた場合、すなわち通学路の変更の要望がある場合、どのようにすればよいのですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 学校におきましては、児童・生徒に対する通学路を含めました学校生活等における安全に関する指導等を行うこととなっておりまして、P T A等と連携を図りながら、地域の安全性などを考慮する中での通学路を定めているというところでございます。

その通学路の変更につきましては、まずは学校に現状の通学ルート及び現状の課題を申し出ていただきまして、学校においてはP T A等と連携をし、現状把握を行った上でより安全と考えられます通学ルートを設定することとなります。

その際、地元の理解をいただく必要がある場合もございますので、町教育委員会や道路担当部局とも協議に加わることもございます。

なお、通学路を変更した場合は、町教育委員会は学校から報告を受けているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。それでは、次の質問に移ります。

本年7月6日の豪雨により、服部の若草橋付近から虹の家付近までの三代川沿いの農地が広範囲に冠水しました。ちょうど田植え後で、まだ穂は出ていませんでしたが、農作物の被害はどうでしたか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました平成30年7月6日に発生をいたしました、いわゆる平成30年7月豪雨につきましては、広島県や岡山県、愛媛県をはじめまして、西日本において河川の氾濫、洪水、土砂災害などにより甚大な被害をもたらせた豪雨でありまして、激甚災害にも指定されております。

当町におきましても、町内の降雨により、三代川の水位上昇とともに、大和川の水位も上昇いたしまして、大和川から三代川への逆流を防ぐ樋門が閉鎖されたことによりまして、ご指摘の神南2丁目から大字五百井付近の農地にも内水が流れ込み、農作物が水につかるといった状況でございました。

ご指摘の農地につきましては、そのほとんどが水稻栽培であることや、浸水した時間が短かったことなどから、農作物についての被害報告は現在受けていないという状況で

ございます。

なお、県内で気象災害による農作物の共済金を取り扱っておられます奈良県農業共済組合にも確認をいたしましたけれども、現在は斑鳩町において農作物の被害申請は提出されていないということでございました。以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 広範囲ではあるけれども、短時間の冠水であるとのことで、農作物に被害がないことに安堵いたしました。

続きまして、同じく三代川に関して、阿波地区の川本医院付近及び興留の敬真社付近の溢水のことなんですけれども、今回の豪雨だけでなく、過去何度も溢水しています。この場所は、河川の擁壁が低いのか、この場所だけ溢水するような状態です。町のほうも、これらのことを把握しておられ、敬真社前付近の河川側には土嚢を積まれていますが見た目もよろしくないと思います。

この2か所に約20センチほどの擁壁を設置すれば、この部分の溢水は防げるのではないのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 三代川の溢水対策についてのご質問でございます。1級河川の三代川の河川改修につきましては、奈良県を事業主体といたしまして、昭和46年に全体計画が認可され、大和川合流部から整備に着手をされました。昭和63年には、イツボ川合流点までの整備が完了いたしまして、その後に阿波3丁目の新家井堰までの整備が終わっているところでございます。しかし、計画路線の最終点となります阿波1丁目、これは東洋シール工業株式会社の付近でございますけれども、ここまでの1,100メートルにつきましては、現在も未改修の状況でございます。

そうしたことから、現在も関西本線の踏切までの区間につきまして、奈良県郡山土木事務所によりまして、河川改修に伴う移設建物や事業用地の交渉に臨まれておりまして、本年も1軒の用地交渉が整う予定と聞いてございます。

一方、三代川の上流部では、質問者からご指摘いただいております町道306号線、興留5丁目の敬真社前と及び県道天理斑鳩線川本医院前の2か所については、集中豪雨や台風などの降雨時に三代川から溢水し道路が冠水する状況でございます。

特に、興留5丁目につきましては、三代川にかかる橋と橋の間の天端が低くなっておりまして、その箇所が溢水することから、少しでも溢水を防ぐため、現在仮設的に土嚢を設置しているものでございます。

ただ、質問者のご指摘のとおり、景観や維持管理の観点からは決してふさわしいとは言えない状況であることも認識をいたしておるところでございます。コンクリート構造物で施工した場合には、仮設ではなくなりますので、今まで浸水しない場所が浸水するなど、ほかの箇所に影響を及ぼした場合、すぐ撤去するということができなくなるなど、二次被害が懸念されるところでございますが、今後河川管理者である郡山土木事務所と調査協議を行いまして、検討をまた進めてまいりたいと思います。このような状況でございまして、根本的に問題を解消するためには、三代川の早期整備が必要となってまいります。

いずれにいたしましても、河川改修により、河川からの溢水や道路冠水を防除することが望ましいこととございまして、県と協力して、三代川改修が早期に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） はいわかりました。三代川の早期改修完了に向けて、県に働きかけていただくよう希望いたします。

また、河川沿いに積まれた土嚢については、景観等の観点からも、また雑草等が生える前に差しかえをしていただくよう提言しておきます。

それでは最後に今、中央官庁や都道府県、政令都市で問題となっている障害者の法定雇用について、本町の雇用はどうなっていますか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 障害者雇用の関係でございます。地方公共団体におきましては、障害者の雇用促進等に関する法律の規定に基づき、障害者である職員の任命に関する状況につきまして、毎年6月1日現在の雇用状況を労働局長に通報しなければならないこととなっております。

職員数に対する障害者の雇用割合につきましては、障害者の雇用促進等に関する法律により法定雇用率が定められており、平成30年4月1日から法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられたところでございます。

こうした中、本町の職員における障害者雇用の状況についてでございますが、平成29年度では、障害者の雇用数が4人であり、法定雇用職員数を達成できていた状況ではございましたが、平成30年度では、障害者の雇用数が3人で、1名の不足となっております。

このことから、今年度実施しております来年度採用の職員採用試験では、一般事務職

に身体障害者対象枠を設け試験を実施するなど、法定雇用率の達成に向けた取り組みを進めているところでございます。

なお、法定雇用率につきましては、労働局から各市町村の障害者の任命状況の再点検が行われているところであり、今後、法定雇用率算定の基礎数値のカウント方法等の見解が示されることとなっております。

また、雇用率の対象となる障害者であることの確認につきましては、斑鳩町の場合は、本人の同意を得て、障害者手帳により確認を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 手帳を確認されておられるということでわかりました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

現在公募プロポーザル方式において、ホテル誘致の公募を当町は行っておられますが、これらのホテル誘致にあわせて、宿泊者や観光客の方により町内でお土産や物産を買ってもらうことが望まれると思っております。そのためには、法隆寺の参道付近でよりにぎわいづくりを行っていく必要性があり、店舗等の誘致をする必要があると考えます。

平成29年4月1日に制度が施行されている創業支援事業について、これまでの実績をお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 創業支援のまず実績でございます。この制度につきましては、平成29年度と平成30年度の2か年において実施をしております。改めて内容の説明を申し上げますと、主な内容につきましては、改修費、設備費などの斑鳩町内での新規事業所の開設に必要な費用に対しまして、補助率2分の1、最大50万円を補助しております。

特に、法隆寺周辺でカフェやお土産物販売店などの重点創業促進事業で創業される場合は、最大100万円を補助しているところでございます。

この中で実績でございますけれども、平成29年度は7件、うち法隆寺周辺地区特別用途地区内での重点創業促進事業は1件の交付を行ったところでございます。

また、今年度、平成30年度でございますけれども、9月5日現在で、町全体での申請が2件、うち法隆寺周辺地区特別用途地区内の重点創業促進事業は0件となっております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今ご答弁いただきまして、この制度を利用され、平成29年度は7件、うち法隆寺周辺地区特別用途地区内での重点創業促進事業は1件の交付ということで、平成30年度は申請2件で、法隆寺周辺地区特別用途地区内での重点創業促進事業は0件ということで確認させていただいたのですけれども、この数字なんですけれども、創業支援事業として、これからの観光事業を担っていく中で、多いという認識でしょうか。それとももう少しあるべきだという認識でしょうか。どちらでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 件数につきましては、想定、平成29年度では7件ございましたので、一定の事業の件数はあったのかなという感想をもっております。

また、今年度につきましては2件ということで、この制度につきましては、2か年の制度としてさしていただいておりますので、やはり制度当初にある程度応募していただいたという認識でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 一定の件数7件ということでありますので、一定の効果はあったのかなと思うんですけれども、前々から私、一般質問等でもさせていただいているように、法隆寺付近で参道付近でやっぱりにぎわいづくりをしていくという中で、今現状です、スピード感を持って、もう少しあそこがにぎわいをつくるということを急いでいかなければならない。東京オリンピックも含めて、聖徳太子御遠忌も2021年にあります。

その中で、私はやはり今現在もう少しこのにぎわいをつくっていく中で、法隆寺周辺地区特別用途地区で100万円の補助金、限度額で、補助金をつけてもまだそこで商売をしようというふうに思われる方が少ないのかなというふうな認識を持っております。

現在法隆寺付近で商売をされている方でも、ちょっと人通り少ないし厳しいなというふうに思われている方もいておりますし、あの付近では商店街がなくなりまして、創業やお店もなかなか新規で来ていただけない。

それであれば、行政がてこ入れをして、法隆寺付近で商売をしてもらいやすいようにしようという、これが創業支援事業補助金の意図だというふうに思うのですけれども、

今の結果、この結果をもっても、まだ今のこの創業支援計画では、まだ法隆寺付近では商売が難しいというふうに市場は考えておられるということで、今回創業支援補助金制度の見直しを考えていただきたいなというふうに思っております。

例えば、創業補助金の補助額を上げたり、条件を緩和したりすることも検討すべきだと思っております。現行の斑鳩町創業促進事業補助金のほうでは、フランチャイズ契約、もしくはチェーンストア、またはこれに類する契約に基づく事業を行おうとする者、これが対象外となっております。フランチャイズ店も対象に含め、条件を緩和することで、多くの人々が来たいと思う大手の事業者を呼び込むというのも一つの手であると思っております。民業圧迫と言われるようなおそれがありますけれども、観光客の誘因となるカフェや店舗、大手が来ていただきますと、地元の人も集まってこられると思います。奈良市等でアンテナショップを営んでいる人に話を聞いてみますと、やはり固定的な地元客でお店を回しながら、外国人観光客で上乗せの利益を取っていくという感覚を持っておられます。また、行政が誘致をしっかりと行っていき、法隆寺でお金を使ってもらう仕組みを考えるべきと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 質問者がただいま述べられたとおり、斑鳩町におきましても、2021年の聖徳太子1400年御遠忌を契機として、より世界文化遺産のまち、聖徳太子ゆかりのまちをPRし、全国・世界から観光客を迎える施策を進めていくことが重要であると認識しており、平成29年3月に策定をいたしました斑鳩町観光戦略におきましても、観光振興に向けての基本戦略として、法隆寺中心の観光からまち歩き観光へと転換を図る新たな観光産業を発展させ、わくわくどきどきするまちを目指すことを掲げております。

質問者がおっしゃっておりますとおり、観光客はふえることが予想される今日、スピード感を持って、さまざまな事業展開を取り組まなければならないと考えているところでございます。現在進めております斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業を中心といたしまして、本町のまち歩き拠点施設となる事業者を誘致し、特に法隆寺周辺地区での新たににぎわいづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご提案をいただきました斑鳩町創業促進事業補助金につきましては、平成30年度、本年度で終了する予定ではございますが、今後の創業支援の方向性につきましては、歴史的まちなみが残る法隆寺周辺地区特別用途地区内での創業または新規事業の開設を重点的に促進するべきであると考えており、より法隆寺周辺地域に特化し、新たな

創業者の発掘につながるよう、制度設計を検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに古民家を活用した店舗誘致にも努めてまいりたいと考えており、企業誘致にノウハウのある関係機関と密接に連携を図り、町屋活用の取り組みを進めるなど、法隆寺を初めとする世界文化遺産が残る斑鳩町の歴史的町並みが残る地域での新規事業所の開設を重点的に促進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今後の創業支援の方向性についても、法隆寺付近を重点的にしていくということで、できればこの創業促進事業補助金継続していただいて、より多くの方がご利用していただけるようにしていただきたいんですけども、今、私、具体的に提言いたしました補助額をアップすることやフランチャイズ契約もしくはチェーンストアまたはこれに類する契約に基づく事業を行おうとする者、この部分を対象に含める条件緩和ということを申しあげたのですけれども、この件も検討していただけるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） ただいま述べられました質問者のご提案の内容も含めまして、斑鳩町の目指しますまちあるき観光の実現に向けて、有効な制度設計を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） わかりました。ぜひ検討いただければと思います。

今後ホテルができ、法隆寺付近の環境が観光客の方にお金を使っていただけになること、その分野にしっかりと投資をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、まちづくり包括協定が県と進められている中でですけれども、今議会にも補正予算において、まちづくり包括協定の基本構想を策定する予算案が上程されておりますけれども、今後、法隆寺駅から法隆寺までの導線をどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 奈良県と進めてございますまちづくり連携協定につきましては、ことし3月にまちづくりを検討する地区について、奈良県と合意したことから、

まちづくりに関する包括協定を締結したところでございます。現在、コンセプトや将来像、基本となる取り組みを記載する基本構想の策定を目指しているところでございます。

基本構想策定後の連携協定の流れといたしまして、地区のまちづくりの方針について奈良県と協議し、合意を得た後に基本協定を締結し、関係機関や地元住民等との合意形成を図りながら、事業内容、事業手法等を記載した基本計画を策定していくこととなります。さらに基本計画策定後は、その支援方法について奈良県と協議いたしまして、事業単位で個別協定を締結し、各事業を着手していくことになっております。

ご質問の導線についての考え方についてでございますけれども、現段階では、JR法隆寺駅から法隆寺までの歩行者ルートの設定、案内看板の設置やJR法隆寺駅から法隆寺を經由し、法起寺、法輪寺への回遊性の改善を図るということをテーマと考えておりまして、今後基本計画を策定していく中で、より具体的に整備方針、手法を決定していくこととなります。

このように、連携協定の進め方がプロジェクトの進捗にあわせ、段階的に協定を締結する仕組みとなっているため、実際の事業着手までには一定の時間を要するものと考えておりますけれども、町といたしましても、本町の玄関口としてふさわしいJR法隆寺駅周辺のまちづくり、JR法隆寺駅から法隆寺周辺地区までのにぎわいのあるまちづくりにつきまして、当事業の基盤となる取り組みであると認識しているため、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） まだ基本構想段階ということで、具体的にはまだ決まってこないということでの答弁であったのかなと。今後決定していくということだったのかなと思いますけれども、できるだけ早急に導線については考えていただきたいなと思っております。

私としましては、外国人の方、特にビックデータ等では出てましたかね、欧米の方がやはり法隆寺訪れることが多いですので、欧米の方というのは結構徒歩で歩いたり、自転車に乗ったりということが多くということで、北側は徒歩や現在奈良市で行われているような民間の乗り捨てできるレンタサイクルなどが北口から商業地を通過して法隆寺に向かう導線を明確にしていきたいなと思います。

また、都市計画道路マスタープランでは、いざない道ということで設定され、県道大和高田斑鳩線の沿道では、JR法隆寺駅と法隆寺とを結ぶいざないの道として、歩いて楽しむことができる魅力的な商業施設の立地を誘導しますというふうに書かれておりま

す。このときの状況、当時の状況とは少し変わっていて、観光客の方が求められる飲食店のほうもですね、駅を出て東側の道路にできているという現状もありますので、この協定の基本構想もしくは実施計画の中で、しっかりともう一度この導線というものを考えていただきたいなと思っております。

また、道路のカラー舗装等も必要ではないのかなというふうに思っております。しまたなみ街道等行ってみますと、自転車で通る道がですね、あそこはサイクリングロードがすごく発達している所なんですけれども、自転車で通る道がもう一目で見てわかるようになっておりまして、サイクリングをされる方が、どこの島でどう降りてどう上がっていけばいいのかという導線をしっかりと確保されております。道路にカラー舗装等で色づけもされておりますので、一目で見てわかるような形の導線が必要なのかなというふうに思っております。

今、観光面でですね、今回、創業支援補助金、法隆寺駅から法隆寺までの導線を話をしましたですけれども、県内のある首長とお話をしたときに、財政調整基金を使ってどんどんまちづくりをやらないといけないよというような話をおっしゃっていて、すごくおもしろいなと。財政調整基金で私自身、ずっと持つておかなければいけない、有事の際に持つておかなければいけないのかなというふうに思っておったんですけれども、その首長さんはですね、どんどんまちづくりをして財政調整基金を使っていかなきゃいけないよと。また、あるほかの職員の方なんですけれども、当町とは違う職員なんですけれども、財政調整基金を見て、事業をされているかというのを、斑鳩町は18億円あるということで、斑鳩町もっと事業をしないと、ということをおっしゃられた方がいたんです。私、それを聞いて、少し自分自身もびっくりして、財政調整基金でどういう形なんかなというふうなことを考えて勉強させてもらったんですけれども、財政調整基金がどれぐらい適正なのかというのはなかなか言えないんですけれども、アンケートを各自治体にとった結果、一番多いのが標準財政規模の5%から20%だと言われております。ほかの市町村のホームページには、標準財政規模の10%程度が適正規模だというふうに言われております。多目に考えても、このアンケート結果の多目に考えても20%で考えたとしても、斑鳩町の標準財政規模は約60億円、60億行ってないぐらいやと思うんですけれども、60億円ぐらいですから、12億円あれば標準財政規模の適正規模なのかなというふうにも考えることが一つの考え方ですけど、できると思います。

じゃ、現在18億円の財政調整基金があるので、6億円はそういった観光事業にも使っていけるのかなというふうに私は思っております。そういった考え方も一つの考え方

かなと思います。また、繰りかえ運用に関しても12億あれば支障がないということも確認しております。一つの考え方ですけれども、観光を大きく進める上で、そういった財源を使うのも一つの一案かなとして考えていただきたいと思います。

それでは、続いて防災行政無線の戸別受信機について。

これまでも、この災害の関係は一般質問で同僚議員の方々がしていただいておりますので、私のほうから具体的に、最近の住宅等マンションではですね、防音がしっかりしているということもあって、防災無線がなかなか聞こえないというような事例が発生しているということで、総務省のほうからですね、防災行政無線の戸別受信機を配備するというような施策を行っておられます。

2015年から特別交付税措置も講じられておりまして、豪雨の際、無線等が聞こえない等の事案に対して、当町としてはどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 戸別受信機につきましては、屋外スピーカー等の防災行政無線から発出された防災情報を同時に自宅や施設等において受信することができ、地理的条件や気象条件の影響を受けにくく、屋内にいても防災情報が聞き取りやすいという利点がございます。

奈良県内におきましても、南部地域の市町村を中心に、戸別受信機を導入されておりますほか、平野部でも、学校や公民館等の公共施設への設置や視覚障害や聴覚障害のある人を対象に戸別受信機を配布されている市町村もございます。

こうした中、斑鳩町における防災に関する情報伝達手段といたしましては、スピーカーによる有線放送のほか、携帯電話やスマートフォンで受信可能な緊急速報メール、いわゆるエリアメールや登録制の斑鳩町防災情報メールなどにより情報伝達を実施しているところでございます。

また、昨年度からは、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方や視覚障害や聴覚障害のある人を対象といたしまして、昨年6月から、各家庭の固定電話やファックスにエリアメールや斑鳩町防災情報メールで発信した内容と同じものを合成音声及び文字で配信する斑鳩町災害情報伝達システムの運用を行っているところでございます。

斑鳩町災害情報伝達システムにつきましては、戸別受信機と比較をいたしましても、既にお持ちの固定電話、ファックス装置等に送信することができ、新たに設備投資の必要がないことが利点であるというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方とかね、視覚障害や聴覚障害のある方を対象として、斑鳩町災害情報伝達システム運用を行っておられるということなんですけれども、この登録者というのは何人ぐらいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 現在の登録者数でございますけれども、20件の登録をいただいているという状況でございます。

斑鳩町といたしましては、確実な情報伝達を行うためにも、災害情報伝達システムへの登録につきまして、防災訓練や出前講座などでも積極的に周知を行っているところでございますが、今後も継続的に周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 20名ということですね、もう少しこういった方がおられるのかなというふうに思ったんですけれども、内在している、そういった町内にまだまだおられると思いますので、今ご答弁でもおっしゃっていただいたように、各機関と連携したりですね、出前講座また民生委員さんともしっかりと協議していただいて、災害に対する備えをよろしくお願いします。

また、職員の皆さんには、通告から9月4日の災害の対応もありましたのに、一般質問に真摯に対応していただきまして、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

次に、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

各地でことしの猛暑の中、熱中症で搬送されたり、お亡くなりになった方がたくさんおられますので、町の施設でそういうことがあってはならないという思いから、この質問に入らせていただきます。

1番目の施設のエアコン設置状況についてということでございます。

(1)の町の施設でエアコンを設置されていないのはどのような施設があるのか。お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 斑鳩町の公共施設の中で、エアコンが設置されていない部屋がある施設についてでございますけれども、斑鳩小学校、斑鳩東小学校、斑鳩西小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校、中央体育館の6施設でございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、今エアコンが設置されていない施設の説明をいただきましたが、今後の設置計画について、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 本当にことしの夏は梅雨が明けましてから、酷暑と言われる非常に暑い日が続いております。議員の皆様、また小・中学校の保護者の皆様、また関係者の皆様には本当に多大なご心配とご苦勞をおかけしましたことに心よりおわびと感謝を申しあげたいというふうに思います。

さて、まず、先ほど答弁にございましたように、教育委員会関係の小・中学校と体育館、中央体育館ということのエアコンが設置されていないということでございます、この関係につきましてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、小・中学校のエアコンの設置でございますけれども、これにつきましては8月の総務常任委員会におきまして、町長のほうから、小・中学校の普通教室のエアコン整備につきまして前倒しをし、来年の夏までに使えるように実施をしていきたいという旨のことをおっしゃっていただいております。教育委員会といたしましても、小・中学校へのエアコンの設置につきましては、喫緊の課題であるというふうに認識しておりまして、また政府におきましても、来年夏までに整備を行うとしまして、秋の臨時国会に追加的な対策費を盛り込んだ補正予算案を提出する方針であるというふうにもお聞きをしているところでございます。また、去る8月24日には、奈良県において財政支援も表明されたというところでございます。

本町におきましては当初、平成31年度に小学校3校の教室に、32年度には中学校2校の教室にエアコンを整備していく必要があると考えていましたけれども、先ほど申しましたように、ことしは7月上旬から酷暑と言われる非常に暑い日が続いたことから、当初の予定を前倒しをいたしまして、来年夏までに小学校3校、中学校2校の教室にエアコンを設置していく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、小学校、中学校の体育館につきましては、体育の授業、部活動等で多目的に実施をされていまして、また災害時におきます町の避難所にも指定をされておりますことか

ら、教室に加えまして、体育館にもエアコンを設置していく必要があるというふうに考えているところでございます。なお、この体育館へのエアコンの設置の時期につきましては、教室への設置と同時期に設置をしていきたいと考えているところでございますけれども、国や県の財政支援を見る中で、同時施工が困難な場合につきましては、教室へのエアコン設置を優先していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、体育館でございます。中央体育館でございます。中央体育館につきましては、スポーツ施設であること。空調方式によっては競技に支障が出る可能性があること。稼働に多額の費用が必要であること。また平成元年の開館時におきましては、夏季であっても使用に支障が生じるほどの気温上昇がなかったことなどから、エアコンは設置はいたしておりません。

しかしながら、近年、気温が35度を超える酷暑日が増加するなど、気候状況が変化していること、また避難所施設としても指定されていることから、今後効率的な空調方式等も含めまして、エアコンの設置については十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 教育長の答弁の中に、小学校と中学校、また体育館も含めて来年の夏までに設置を進めていくということをお聞かせいただきまして、大変安心しました。

その中で、体育館について、中央体育館についても、去年の町長選挙の投票日でしたかね、かなりの方が避難されて、暑い猛暑の中ではなかったからそういう事故は起こりませんでしたけども、今後またそういうことがいつあるか、起こるかわかりませんので、中央体育館についてもぜひとも進めていただきたいということをお願いしておきます。

また、国や県の財政支援があり得るという動きになっておりますから、また日本全国また奈良県下でも一斉にこのエアコンを設置するというふうに、各自治体が着手されると思うんですが、そういうときに、設置業者の不足やまた製品の不足なども考えられると思うんですが、その点については、町としてどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 質問者がおっしゃいますように、各自治体が一斉にエアコンを整備にかかるということになりますと、設置業者の不足、あるいはまたメーカーが需要に見合った機器の製造ができるかどうかということが大変懸念をしているところでございます。これらを回避する対策としましては、できる限り早い時期に設置工事に着手し

ていくことが重要であるというふうに考えてございます。

また、一方では、先ほど申しあげましたように、国や県において、エアコン設置に係る財政支援を検討していくという方針を示しておられるところでございますので、その動向には十分注視をしていきたいというふうに考えてございます。

今後、こうした動向を見きわめまして、エアコン設置に係る方針を、議員の皆様とご相談しながら、考えてまいりたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、臨時会開くとか、予算通すとか、議決をするとか、いろんな手続があると思いますので、議会としてはもう誰もそういうことに反対する方はおられないと思いますので、ぜひとも来年の夏までには設置を進めていただきたい、整備をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

3点目の設置をされる順番はということですが、順序はなく、一斉に小学校、中学校、また体育館も含めて設置を進めていくということでございますので、省略をさせていただきます。

次の2点目の防犯カメラの設置を計画された自治会等に対する補助制度の創設についてということでございますが、まず1点目に、町が設置している街頭防犯カメラの設置状況についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 斑鳩町の設置をしています街頭防犯カメラの状況についてでございますけれども、まず設置に当たりましては、斑鳩町では、小・中学校の登下校時の安全を確保する観点から、小・中学校の通学路を中心に、学校関係者、PTA、教育委員会、そして西和警察署と協議を行った後、現地調査も行いながら、犯罪抑止効果がより高いと考えられる場所を選定し、街頭防犯カメラの設置を進めているところでございます。

これまでの設置台数といたしましては、昨年度10台、今年度4台の設置を行い、合計14台の街頭防犯カメラを設置し、運用を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今後増設をしていただく計画というんですか、今後の設置計画についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 今後の町が設置をいたします街頭防犯カメラの計画でござい

ますけれども、過去の犯罪の発生状況や犯人の逃走経路となり得る箇所の観点から、西和警察署と協議をし、検討いたしました結果、全体で20台、あと6台を追加設置すれば町内全体を見てバランスのとれた効果的な配置になるのではないかというご意見をいただいているところでございます。

このことから、町といたしましては、今後6台の街頭防犯カメラを設置を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 西和警察と相談した結果20台でバランスのいいという台数だということなのですが、多ければ多いほうが安全を確保できるのかなと、そのようにも思いますし、まあ言うたところで、町が斑鳩町全域を設置する、全域に設置するということは到底無理かなと。限度もあるのかなという思いから、地域の安全は地域で守ることから、自治会等でね、その防犯カメラを設置したいというような団体が出てきた場合においてですね、その補助金を出していくような、そういう補助制度の創設についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 町が設置する街頭防犯カメラに加え、地域の状況に応じて自治会等が主体となって街頭防犯カメラの設置がなされることにつきましては、地域の防犯力の向上の観点から非常に効果的であるというふうに考えております。

こうしたことから、自治会等の防犯カメラの設置を支援していくための補助制度の創設につきましては、先行して防犯カメラ設置の補助制度を実施している市町村の事例等を参考にしながら、できるだけ早期に実施できるよう検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 早期に創設できるようにということでございますので、ありがたいと思いますが、その防犯カメラの電気代というのはね、防犯灯と同じような仕組みで町で電気代を一斉に払ってもらうということは可能なんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） その関係につきましても、他の既に導入されている市町村もでございますので、そういった参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） なるべく早い目に創設していただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（ 午前 9時58分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、通告書に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

昨日未明に北海道で発生をいたしました地震により被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げます。一日も早い復旧をお祈りを申し上げます。

最初に、子どもたちの命を守る対策についてです。

ことしの夏の命に及ぶ酷暑を受けて、学校現場での熱中症対策として、小学校、中学校の各教室にエアコン設置が急務となっております。

8月27日に開催された総務常任委員会において、中西町長から小・中学校の各教室のエアコン設置について言及をされました。また、できれば同時並行で避難所ともなる体育館へのエアコン設置についても進めていきたいとの考えを述べられました。来年夏から、小学校、中学校ともにエアコンの全面稼働をしていくためには、早目早目に手を打っていくことが大事だと思います。

奈良県内の小・中学校でも、設置の時期が重なり、機材も不足をするのではと思われませんが、先ほど同僚議員がされた質問と重なりますが、エアコン設置に向けた今後の見通しについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 先の議員の答弁と同じになりますけども、お許しをいただきたいと思います。

小学校、中学校へのエアコン設置につきましては、喫緊の課題であるという認識でありまして、政府におかれましては、来年夏までに整備を行うとしまして、ことしの秋の臨時国会に補正予算を提出するというふうにもお聞きしておるところであります。また、

奈良県におきましても、財政支援を表明されるというところでもございます。

本町におきましては、当初平成31年度に小学校3校の教室に、あるいは32年度には中学校2校の教室にエアコンを整備していく必要があると考えておりましたけれども、先ほど申しあげましたように、ことしは7月上旬から酷暑と言われる非常に暑い日が続いたことから、当初の予定を前倒しいたしまして、来年の夏までに小学校3校、中学校2校の教室及び体育館にエアコンを設置していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。子どもたちの命を守り勉強に集中できる環境をつくるために、また体育館は住民の皆様の避難所ともなる場所でございます。どうぞ来年の夏には全面稼働しておりますように、よろしく願いをいたします。

次に、生徒の熱中症予防のための学校生活上の配慮や取り組みについてお伺いをいたします。2学期も始まり、残暑厳しい中で運動会の練習も開始されることと思います。

またクラブ活動もでございます。子どもたちの熱中症を予防するため、学校現場での配慮や取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 熱中症の対応につきましては、これまで校舎長会や各種通知によりまして、万全を期すよう指導を行いますとともに、各学校、幼稚園においては各種研修会への参加や環境省が示します熱中症対応マニュアル等により適切な活動や行動が行われるよう取り組んでいるというところでございます。

そうした中、本年度は特に酷暑と言われている大変暑い日が続きましたので、9月になっても残暑が大変厳しいということも予想をされております。

文部科学省におきましては、夏場の児童・生徒の健康確保に向けた柔軟な対応を行うよう通知が出されているところでございまして、本町におきましては、第2学期の短縮授業を小学校、中学校ともに9月7日までに延長いたしますとともに、1時限を5分間短縮し、少しでも早く下校することができるように取り組んだところでございます。また、小学校の運動会におきましては、PTAのご協力も得ながら、児童の観覧席のテントの設置、あるいはまた水を霧状に散布するミストを活用することとしているところでございます。

また、2学期のスタートを控えまして、8月の後半には学校、幼稚園において2学期の授業や行事予定等の具体的な計画や準備を行っておりまして、屋内外を問わずに体育

の授業や部活動、地域を散策する各種校外活動、運動会の練習等において炎天下での活動は避けることや、十分な水分補給、休息をとること、また必要に応じて活動内容を見直すこと、さらに熱中症を発生した場合の対応の再確認を行うなど、授業や学校行事等でさまざまな場面におきます児童・生徒の健康確保に取り組んだというところがございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。さまざまな場面に応じて柔軟な対応をしていただきますようによろしくお祈りを申し上げます。

次に、小学校、中学校の生徒への水分補給の指導や取り組みについてです。夏場の朝の通学の子どもたちは水筒を持参しております。中には2つ目の水筒を持参している姿も目にいたします。クラブ活動をしている生徒の水分補給量は相当な分量が必要と思われます。持参した水筒の水がなくなった場合など、学校では生徒の水分補給についてどのように指導しておられますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 学校に水筒を持参する際につきましては、個人差もございます。その日の学校生活におきまして足りる量を持参していただくように、各家庭にはお祈りをしているというところがございますが、特に運動会の練習がございます9月は、いつもより量を多くしていただくようお願いしているところでもございます。

なお、持参の水筒の水がなくなった場合には、水道の水を飲むように指導もしているというところがございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。子どもたちの命を守るため、学校現場での先生方の日々のご心労は大変なことと感謝を申し上げます。どうぞよろしくお祈りをいたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。ブロック塀の安全確保についてお伺いをいたします。

本年6月18日、朝7時58分ごろ、大阪北部を震源とする地震で高槻市の小学校4年生の児童が小学校のプールサイドのブロック塀が倒れて下敷きとなり亡くなりました。また、大阪市東淀川区では、小学校の見守り隊の男性が2人1組で小学校へ向かう途中にブロック塀が倒れ、1人が亡くなりました。

斑鳩町の学校敷地内には、ブロック塀はないとのご報告をいただいておりますが、民

間のブロック塀に関して、控え壁などのあるなしは見えても、ブロック塀の中に鉄筋が入っているかどうかは目視ではわかりません。

斑鳩町として、通学路に面したブロック塀、またその他民間のブロック塀の安全確保のためにどのような対応をされているか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 本年6月18日に発生をいたしました大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受けまして、地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊による被害を軽減を図るため、公共施設及び民間所有のブロック塀の安全点検を進めております。

当町では、公共施設に設置しておりますブロック塀及び通学路に面する個人など、民間所有のブロック塀につきまして確認を実施いたしました。

また、民間所有のブロック塀につきましては、設計の記録がないなど、安全性の確認が困難な場合もあると思われませんが、所有者において適切な管理が求められるところでございまして、7月に啓発チラシを町内各戸に配布いたしまして、ブロック塀の安全点検を促しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。それでは、公共施設のブロック塀の状況についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 公共施設のブロック塀でございます。ブロック塀の点検を実施いたしましたところ、衛生処理場や鳩水園、小吉田住宅公園、万葉台公園、消防団第3分団詰所、旧法隆寺駅前派出所の6つの施設のブロック塀におきまして、建築基準法の現行基準に適合しないということを確認しているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。では、この公共施設のブロック塀の安全確保のための対策はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 建築基準法の現行基準に適合してない6つの公共施設のブロック塀でございますけれども、現時点では大きなひび割れや傾斜、ぐらつき等が見られないものの、できるだけ早期に改修を行ってまいりたいと考えております。

その経費につきましては、本定例会に補正予算を議案として上程させていただいてい

るところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。最初に触れさせていただきましたが、大阪北部地震では、民間ブロック塀が倒れ、見守りボランティアの男性が亡くなっています。この民間のブロック塀の安全確保のためのまちの支援策についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご質問の町の支援策ということでございます。他の自治体では、民間所有のブロック塀の撤去等に係る経費の一部を補助するといった事例もお聞きしているところでございます。

しかしながら、補助事業の実施を検討する上におきましては、事業の対象物件の把握が困難で、事業規模がつかみ切れない状況の中で、国庫、県補助金等財源の確保、補助対象の絞り込みなどといった課題を十分検討する必要があると考えてございます。

現在、国土交通省の平成31年度予算概算要求におきまして、施設の耐震化等の予防的対策としてブロック塀等の安全確保に対する支援の強化を挙げられているところでございます。

当町としましては、ブロック塀の安全確保につきましては、まず公共施設における建築基準法の現行基準に適合しないブロック塀の改修を優先することとまいりたいと考えておりまして、民間所有のブロック塀に対する補助制度につきましては、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。大阪北部地震のような地震は今後いつ起こるかわかりません。北海道においてもあのような大きな地震が起きました。子どもたちが安心して通学路を利用できますように、子どもはもちろん、大人の命を守るためにも安全対策を強化をし安全確保のための支援策を進めていただきますように、よろしく願いをいたします。

3番目に、災害対策について質問をさせていただきます。

最初に、乳児用液体ミルクの導入についてでございます。厚生労働省は、乳児用液体ミルクの製造、販売を可能にする規格基準を定めた改正省令を施行いたしました。国内には、これまで安全性を担保する基準がありませんでしたが、企業が製造販売できるようになりました。液体ミルクは常温で保存でき、容器に吸い口を装着すれば、すぐに飲

むことが可能です。粉ミルクのようにお湯で溶かしたり、哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要がなく、海外では広く利用されております。この改正省令では、保存性のある容器に入れ、120度で4分間加熱殺菌などの製造基準を設けました。この基準を踏まえ、メーカーは開発を本格化していく方向性です。大規模な自然災害が相次いだことも液体ミルクの注目と必要性を高めました。ふだん母乳を与えているおかあさんも災害時の心身に受けるショックやストレスなどで母乳が出にくくなることもあります。清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。

実際に東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援物資として被災者に届けられ、大変喜ばれたとのこと。西日本豪雨のときは流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入をし、愛媛県や岡山県倉敷市に提供されました。

斑鳩町としても、災害時の備蓄品に国産の液体ミルクを加えていただくお考えはありますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君）加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 乳児用液体ミルクの導入についてのご質問でございますけれども、乳児用の液体ミルクにつきましては、これまで国内での製造が認められておらず、海外製品を輸入して使用に限られておりましたけれども、質問者も述べられましたとおり、本年8月厚生労働省におきまして、液体ミルクの安全基準が改正をされ、今後事業者が安全基準に適合した乳児の液体ミルクを国内で製造販売することが可能となっております。

液体ミルクは、お湯に溶かす必要がなく、赤ちゃんがそのまま飲める製品でありますことから、特に災害時において有用であるというふうに考えております。一方で、現在町が備蓄をしています粉ミルクと比較をいたしまして、現状では海外製品となるため、高価格でまた保存期間が短いといった課題がございます。

しかしながら、今回の安全基準の改正に伴い、今後国内での製造販売が進んでいくものと考えられますことから、先ほど申しあげました価格や保存期間などの課題に対する改善の状況を見ながら、災害用備蓄品としての乳児の液体ミルクの導入について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。いち早く備蓄品として導入できますようによろしくお伺いをいたします。

次に、災害時使い捨て哺乳ボトルの備蓄についてです。災害時に乳児を育てている方

は避難所に哺乳瓶を持参することが本来ですが、地震などの急な災害の場合、持ち出せないで避難所に来られる方もおられることと推察をされます。また、持参されたとしても、1回授乳に使用すれば、水で洗い、消毒しなければなりません。

しかし、災害の現場は、水は大変貴重なものとなります。哺乳瓶を洗う水を確保することも難しくなることも予想されます。ミルクは栄養価も高いので、哺乳瓶にはすぐに雑菌が繁殖をいたします。

このことから、衛生面を考えて、災害時使い捨て哺乳ボトルの備蓄について提案をさせていただきます。町としての考えをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君）加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 災害時における使い捨て哺乳ボトルについてのご質問でございますけれども、この哺乳瓶につきましては、授乳時の必需品ということでありまして、避難時にはまずは各自で持参していただくものであると考えておりますけれども、避難所での哺乳瓶の使用につきましては、消毒等を行う場合の負担等が生じますことも考えられます。

こうしたことから、今後新たに使い捨てタイプの哺乳瓶の備蓄について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。備蓄のほう、どうぞよろしくお伺いをいたします。

次に、視覚障害者や聴覚障害者の方への。失礼をいたしました。災害時における避難所の開設についてでございます。

避難所の開設のタイミングについてでございますけれども、この大きな災害につきまして。

失礼をいたしました。

聴覚障害者や視覚障害者の方への災害時避難情報の伝え方についてお伺いをいたします。災害時に目や耳の不自由な方が適切に避難情報を取得をし、安全に避難行動につながられるようにするためには、町としてどのような工夫をしておられますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君）加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 災害時におけます避難情報等についてでございますけれども斑鳩町のほうでは、登録制の防災情報メールやエリアメールのほか広報車による伝達、

有線放送、そして奈良県防災情報システムを利用したＬアラートによりテレビのデータ放送やインターネットのヤフーなどのポータルサイト等、さまざまなメディアを通じた情報など、さまざまな情報伝達手段により住民の皆様方にお伝えをしているところでございます。

こうした情報伝達手段に加えまして、昨年度から携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方や視覚障害のある方、聴覚障害のある方を対象といたしまして、避難情報等を各家庭の固定電話機に音声による案内やファックスによる文字情報での案内が可能な災害情報伝達システムの運用を行っているところでございます。

また、こうした情報伝達手段につきましては、広報への関連記事の掲載や出前講座や防災訓練の場を通じまして、登録方法や確認方法を周知しているところでございます。

町といたしましては、さまざまな情報伝達手段を活用いたしまして、避難情報等の災害情報を確実に住民の皆様方に伝達できるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。町として、さまざまな方法を駆使して避難情報を伝達していただいております。この視覚障害者や聴覚障害者の皆様は情報から取り残されることのないように、安心して避難行動ができますように、よろしく願いをいたします。

続きまして、避難所の開設のタイミングについてお伺いをいたします。

近年の高齢化により、ひとり暮らしの方、高齢のご夫婦や体の不自由な方、小さいお子さんをお持ちの方など、台風など接近時に不安感もあり、早目に避難所に避難したいと希望される方もおられることと思われませんが、町としてこのようなニーズにどのように応えていかれますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 避難所の開設基準についてのご質問でございますけれども、斑鳩町では災害の種類に応じて地域防災計画において定めているところでございます。

まず、地震についてでございます。地震の発生後、震度6弱以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、20か所の指定避難所全てを開設することとし、震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設を行うこととしております。

また、風水害におきましては、原則的には大和川などの河川の水位や土砂災害、警戒情報等の発令の状況に基づく避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告や避難指示という

避難情報の発令に応じ、安全と考えられる避難場所について開設を行うこととしております。

さらに、台風の場合、町への接近が予想される場合など、早目からの避難が必要となると考えられる場合におきましては、早期に自主避難していただけるよう、避難所の開設をしているところでございます。

この一例といたしましては、本年9月4日の台風21号の接近に伴い、午前8時30分から中央公民館、西公民館、斑鳩小学校、斑鳩東小学校、中央体育館、法隆寺国際高校の6か所を自主避難所として開設したところ、自主避難で22世帯、35人の方が避難されたところでございます。

また、この自主避難所の開設に当たりましては、前日の9月3日に町ホームページや防災情報メールにより住民の方への周知を行ったところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。近年の災害の発生の状況、また、4日関西に上陸した台風の被害状況を見たときに、その威力のすさまじいありさまに不安を感じ、これからますます早目早目に避難される方がふえることと見込まれます。町民の皆様には十分な周知をよろしくお願いをいたします。

次に、避難行動要支援者名簿についてお伺いをいたします。この名簿は、いつ作成をされましたでしょうか。またこの避難行動要支援者名簿の重要性についての認識について、そして名簿の更新はどのような間隔で行われているか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 本町の避難行動要支援者名簿は斑鳩町地域防災計画の改定とあわせまして、平成29年3月に作成をいたしております。

高齢者や障害者など、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援を行うためにも、この避難行動要支援者名簿が確実に作成され、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要であるという認識を持っているところでございます。

また、この名簿につきましては、年1回の更新を行う予定といたしてございまして、平成30年3月1日が最新の更新日となっております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要であるとのお答えをいただきました。

避難行動要支援者を取り巻く地域のあらゆる関係者の方により避難支援体制を構築し

ていただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、名簿の更新ですが、西日本豪雨災害の折、避難行動要支援者名簿をもとに訪問したところ、既に介護施設に入所されていた等、情報の更新がなされていなかった自治体もあったとのことでございます。転居や入院等、避難行動要支援者の避難支援に必要な事項に変化が生じた場合は、町や避難支援関係者の間で共有できるようお願いをいたします。

3点目に、避難行動要支援者名簿の今後の具体的な活用についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 現在、町におきましては、避難行動要支援者名簿に登録された本人の同意を得た上で、避難支援にかかわる関係者の方々に平常時から情報を提供することにより、災害発生時等に避難行動要支援者に対しまして、避難支援や安否確認などを行うため、避難行動要支援者支援計画、全体計画でございますが、その策定を進めているところでございます。

現在、名簿につきましては、斑鳩町だけで所有をいたしておりますけれども、今後、この計画に基づきまして、名簿の情報提供の同意確認、また民生委員さんや自治会などの地域の支援者の方が名簿を受領する際の個人情報への制約等についての取り決めを定めまして、平常時からの避難支援体制の構築に向けてこの名簿の活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。実際に避難行動要支援者名簿が具体的に避難計画に活かされていくまでの道のりとして、要支援者を取り巻く地域の支援者の皆様の協力がなくてはならないものと思われまいます。取りまとめいただくこともまた大変なことではありますが、近年の予想もつかない災害に立ち向かい、大事な住民の皆様の命を守るために、よろしく願いをいたします。

最後に、子ども・子育て相談窓口を利用者の皆様にわかりやすく便利にすることはできないでしょうか。住民の皆様からのこの要望をいただいております。お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 子ども・子育ての窓口を利用者にわかりやすくする取り組みといたしまして、町では、子どもとその保護者、また妊娠している方などが妊娠・出産、育児に関するさまざまな疑問や質問、相談など妊娠期から子育て期にわたるまで

切れ目のない支援を行うため、平成29年10月から、斑鳩町の保健センターの中に子育て世代包括支援センターを設置をいたしまして、母子保健コーディネーターが関係する部署と連携をし、子育てに関するさまざまな情報の提供を行っているところでございます。

しかしながら、お子さんの年齢や状況に応じて、きめ細かい支援を行うため、保健センターや福祉子ども課、教育委員会など、複数の担当課でさまざまな事業を行っておりまして、住民の皆様にとってどの事業をどの課が担当しているのかということがわかりにくいといった課題もございます。このことから、本年度、平成30年度の新たな取り組みといたしまして、各担当課で実施している子育て支援に関する事業を一元化しました子育てガイドブックを作成をいたしまして、出産から就学までに必要となる事業やその担当窓口について紹介をしてまいりたいと考えておりまして、現在、平成31年4月の発行に向け、準備作業を進めているところでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。子育てガイドブックを作成していただくということでございます。どうかこちらのほうも周知のほう、よろしくお願いいたしますと思います。

子どもさんをお持ちの方、住民の皆様が安心して相談をできますように、スペースの問題もあると思いますが、工夫をこらしていただき、将来的にはこの相談窓口を一本化していただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、補償についてということですが、現在の補償について、補償とはどういものか、基本的なことをお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） ごみ処理施設やし尿処理施設や火葬場など、衛生施設につきましても、周辺の自治会、周辺の住民の皆様のご理解とご協力のもと、設置運営ができています。

また、これらの衛生施設の設置に伴う都市計画決定の際には、周辺自治会の同意が必要となっておりまして、各自治会とは施設設置に関する覚書を締結いたしまして、その覚書に基づき周辺対策事業、いわゆる補償事業を実施しているというところでございます。

本町におきましては、昭和52年に稼働いたしましたし尿処理施設の鳩水園、昭和57年に稼働しましたごみ処理施設の衛生処理場、昭和59年に稼働いたしました最終処分場、平成9年に稼働しました町営火葬場、これらにおきまして、周辺自治会との協議、覚書締結に基づきまして、周辺対策事業を実施してきているところでございます。

なお、衛生処理場につきましては、平成23年度末で焼却処理を廃止いたしておりますことから、平成24年度以降の新たな補償要望は受けていないという現状でございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、次の質問なんですけど2番目の、私ちょっとこの前、車でちょっと通ったんですけど、幸前の田んぼの中なんですけど、町が買い取ったという土地を、国道のほうから見えるんですけど、通行止めとか書いてたんですけど、あの幸前の土地がどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました幸前の部分でございますけれども、幸前集落の東側で国道25号から秋葉川の間に位置する幸前農道についてでございます。

平成21年度に道路用地として用地買収を行いました。しかし、平成22年度の道路計画の内容につきまして、見直しを行うよう地元から要望がございまして、現在に至っても未だ道路形態について、地元の意向がまとまっていないという状況となっております。用地のご協力をいただきました地権者の方からは、事業の早期着手を求める陳情書等の提出が町及び町議会にもあったところでございます。

町といたしましても、用地買収をした後の町有地の適正管理を考えまして、昨年地元と協議を行いまして、買収いたしました部分について碎石の散布を行ったところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 町のお金で買っているんですから、税金で買っているということで補償のほうはしていただいたら、地元がよくなるということなんですけど、せっかく買

っていただいたのに、いつまでもほっとくというのはちょっと皆さん理解してもらえないのかなと思ったんですけど、3番目の工事のやり方についてということなんですけど、まだ地元との協議が整ってないということで、できるだけ早く解決していただきたいとそのように思います。

それでは2番目に、前の委員会で事前に説明された売払いの興留の土地なんですけど、これ、裁判にかかるとかかからないとかいうような説明だったんですけど、もう現在家が建設されております。ことし3月ですね、報告がありましたけど、入札結果を無効とする申し入れがあったと聞いていますが、現在土地所有者による住宅建設進められているので、その辺の進捗状況、教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） ご質問をいただきました興留5丁目地内、町有地の一般競争入札による売却につきましては、本年3月の総務常任委員会にて報告をいたしましたとおおり3件の参加申し込みがあり、本年2月27日に執行した入札において、法人の方が落札をされているところでございます。

このような中、落札者でない応札者の1人から、入札後に落札の無効を求める旨の申し入れ書が代理人である弁護士を通じて町に提出をされており、この落札が無効とならない場合、町に対して損害賠償を求める意思を示されておりました。

このため、本件入札の有効性及び落札者への町有地売却について、町の顧問弁護士に相談をいたしまして、問題のないことが確認できましたことから、落札者と土地売買契約を締結し、売却手続を完了させたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、今そういうお話、説明していただきましたんですけど、町有地の売り払い完了後に損害賠償の請求がないということですかね。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 現在、その応札者からの町に対する損害賠償の請求はございません。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） わかりました。ご理解していただいたということで、よくわからないんですけど、こういうことが余りあってはいけないと思うので、十分注意していただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

これは3番目の質問なんですけど、道路の幅についてと書いてますけど、実際は現在私の知っている限りですねけど、道路を走ってたら、途中でとまっている道とか、拡幅が途中でやめているような道がたくさんありますので、その辺のちょっと3つほどピックアップさせていただいて、ちょっと質問させていただきたいんですけど、現在三代川右岸道路の道路計画と今後の進め方についてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 三代川右岸道路の今後の進め方ということでございます。三代川の右岸道路、これは町道407号線でございますけれども、平成12年度から道路整備工事を行ってきたところでありまして。当時の道路整備5か年計画として、道路改良事業として進めておりました。その中に位置づけておったわけですが、この事業はご指摘の稲葉地区で終わっている所でございます。当時この部分では、土地の境界等の整理が困難な状況がございまして、その問題は現状でも解決できていないといったところでございます。

今後の道路整備につきましては、幹線道路のネットワークや各地域の諸問題等を十分検討して対応する必要があると考えてございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） できるだけ早く解決していただいて、よろしく申し上げます。

次の、2番目の小吉田の区域の道路なんですけど、現在、都市計画道路法隆寺線延伸計画についてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました都市計画道路法隆寺線についてでございます。これまでに龍田南2丁目から小吉田2丁目の間で一部供用している状況でございます。

また、国の直轄事業としていかるがパークウェイが小吉田1丁目から稲葉西までの区間で供用を開始されておまして、現在、国道25号三室交差点への接続に向けて施工されている状況でございます。この整備の進捗とあわせまして、法隆寺線につきましても、国道25号と接続を予定しているというところでございます。

このたびご質問いただいておりますこの道路の延伸につきましては、やはり町全体の道路ネットワーク化の中で考えていく必要があると考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、3つ目の道路のことなんですけど、現在大和川の堤防

ですかね、目安堤防線の道路計画と今後の進め方について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 目安堤防の道路でございますけれども、町道437号線でございます。この路線につきましては、平成16年度から拡幅工事を行いまして、平成28年度までに1,025メートルの拡幅が完了いたしているところでございます。現在、その東側60メートルにつきましては、工事に着手をしているところでございます。

今後、目安の春日神社を直進いたしまして、最終大和川に架かっております御幸大橋の北側詰までの約450メートルの整備を完了するという計画になっているところでございます。

この堤防道路は、河川の堤防を道路として占用し、現在は町道として利用しているところでございますけれども、拡幅工事につきましても、河川管理者である大和川河川事務所と河川協議が必要となります。

今後も、早期の事業完了に向けまして、地元関係者の方々や河川管理者との協議に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね。この3つの道路も大切な道路だと思います。この整備についても全力でできるだけ早く早期にできるように、またあと、道路ということで、斑鳩町の生活道路とか、その辺もできるだけ早くつくっていただくように、よろしく願って、以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

11日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時01分 散会）